

固定資産税の特例等適用のための

セカンドハウスの取り扱いについて



「セカンドハウス」として使用する家屋は、「住宅」に対して適用される特例等(裏面1)を受けることができます。特例等を受けるためには、『家屋使用状況申立書』及び『固定資産税減額申告書』(裏面2)の提出と、使用状況を証明する資料の保管が必要となります。

【セカンドハウスとは？】

北杜市外に住所のある方が、北杜市内に所有する居住用家屋で、**「毎月一日以上居住の用に供する」**ものをいいます。(裏面3)

■セカンドハウスとして認められるための証明資料は？

①市内または市近隣の店舗のレシートまたは領収書

(店舗名、日付が必ず記載されているもの)

※近隣市とは、韮崎市、長野県南牧村、長野県富士見町のことをいいます。

②ETC利用明細書

(インターチェンジ名、利用日が必ず記載されているもの)

※証明資料として認められるインターチェンジは、中央自動車道甲府昭和IC～諏訪IC及び上信越自動車道佐久IC～佐久南ICのインターチェンジです。

※長期入院など、セカンドハウスの使用が社会通念上困難と認められる理由がある場合は、診断書等その理由を証明する書類を保管しておいてください。

※証明資料に関するその他詳細な取扱いについては、裏面4をご覧ください。



■証明資料の保管と利用状況調査の実施について

証明資料は必ず毎月最低一枚の証明資料を常時5年度分保管してください。

使用状況について調査を実施しておりますので、調査対象となりましたら資料をご提出ください。調査の結果、セカンドハウスとして認められない場合は遡って徴収されることがありますので、予めご了承ください。(裏面5)

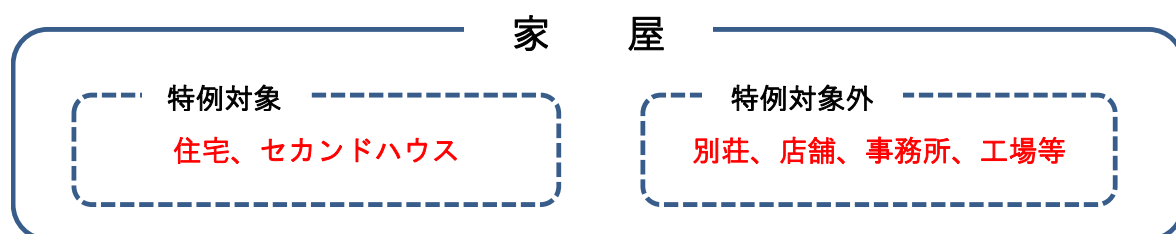
1. 固定資産税の特例等の適用は次のとおりです。

■住宅用地の課税標準額の特例

その家屋の敷地として使用されている土地の課税標準額が減額となる特例
※宅地のうち、200㎡までは6分の1に、それを超える部分は3分の1に減額します。
(ただし、家屋の床面積の10倍までの面積)

■新築家屋に対する減額措置

家屋の税額が新築後3年度分、1/2に減額される措置(床面積の120㎡相当分まで)。
※延べ床面積が50㎡未満又は280㎡を超える場合は非該当。
※長期優良住宅や中高層耐火住宅の場合は新築後5～7年度分減額



※「住宅」とは、市内に住所のある方が所有する居住用家屋。

※「別荘」とは、日常生活の用に供さない居住用家屋。

2. 申請に必要な書類は、税務課及び各総合支所地域市民課で受け取れます。
また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

3. 地方税法施行規則第7条の2の16に規定されている条件になります。

4. 証明資料について

■証明資料として認められない例

- ・検針日が2ヶ月毎だったり、必ず一定の使用量が発生する公共料金(電気、ガス、水道など)の領収書、利用明細書等。
- ・写真や証言を根拠とした資料等。

■家屋を使用していない正当な理由として認められる場合について

- ①長期入院 : 入院費の領収書等の写し(入院期間が分かるもの)
- ②病気療養 : 医療機関の領収書の写し(家屋が使用されていない時期と同じものに限る)
- ③家族の介護 : 介護を受けている人と所有者の関係が分かる戸籍謄本の写し及び介護認定を受けていることを証する資料等の写し(受給資格証明書等)
- ④海外赴任 : 赴任した証明⇒住民票除票証明書(写)
帰任した証明⇒住民票(写)
- ⑤その他 : 社会通念上家屋を当該月に使用できなかった理由がわかる資料等

■家屋を使用していない正当な理由としては認められない事由の例

- ・多忙のため
- ・交通手段がないため
- ・降雪等、天候が悪かったため。

5. セカンドハウスとして使用しなくなった場合には、特例等を受けることが出来なくなりますので、必ずその旨を市役所までご連絡ください。